

『三重県まん延防止等重点措置』の実施について

三重県

三重県においては、1月12日に「感染拡大阻止宣言」を発出しましたが、その後も感染者の増加が続き、さらに感染者が増加する見込みであることから「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されました。

【措置実施期間】 令和4年1月21日（金）～2月13日（日）

【実施区域】 三重県全域

【特に重点措置を講じる区域】 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、名張市、伊賀市

感染拡大を食い止めるため、県民の皆様には、下記の取り組みをお願いいたします。

●移動・外出について

- ・重点措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店への出入りを控える
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所（密集、密閉、密接の一つでもあてはまる場所など）への外出や移動を避ける
- ・生活の維持に必要な場合等を除き県境を越える移動は避ける
- ・特にまん延防止等重点措置区域等へは、通勤についても可能な限り在宅勤務の活用などにより往來の機会を低減する

●飲食の場面について

- ・「マスク会食」、「黙食」を徹底する
- ・大人数や長時間に及ぶ飲食を避ける（同一テーブルでの会食は4人以下）
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を避ける

●基本的な感染防止対策

- ・マスクの正しい着用、手指消毒・手洗い、換気といった基本的な感染防止対策の徹底
- ・体調に異変を感じた場合、外出や人との接触を避け、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談

★三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

こどもみらい住宅支援事業がはじまります

国土交通省

こどもみらい住宅支援事業は、子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る事業です。

補助金の申請手続きは登録事業者（工事施工者や販売事業者）が行い、一般消費者は事業者から補助金の還元を受けることになります。

令和4年1月11日、こどもみらい住宅事業者の登録が開始されました。詳しくは、こどもみらい住宅支援事業事務局ホームページ (<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>) をご覧ください。

～令和3年度内に退会(廃業)をお考えの方へ～

令和3年度内に退会(廃業)される方は、協会退会届(県受付印の押印された廃業届のコピーの添付が必要)を **令和4年3月30日(水)(必着)**までに必ずご提出をお願いいたします。

*3月30日までに退会届が事務局に届かない場合は、令和4年度(新年度)会費が発生いたしますのでご留意ください。

*詳しくは事務局までお問い合わせください。

●退会のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
R3.12.10	知事(1)3444	(株)美林開発	小野 昌孝
R3.12.25	知事(5)2540	(有)アイ・エス・エス商会	吉田 拓真



「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。